

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

a. グリーン化の取組

環境負荷の少ない商品・サービスや環境配慮に積極的に取り組んでいる企業から優先的に調達を行う。

b. 健康経営に関する取組

ワークライフバランスを実現するために、従業員の健康チェック、柔軟な勤務制度の導入や職場環境の改善など、心と身体の両面から健康をサポートする体制を整え、誰もが安心して能力を発揮できる職場づくりに力を注ぎ、組織の活性化を図る。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

3. その他

- ① 当社は、取引先を持続可能な社会を実現するための良きパートナーと考え、「文化シャッターグループ人権方針」に則り、サプライチェーン全体で人権尊重への取り組みを推進し、信頼関係の強化に努めてまいります。
- ② 約束手形の利用廃止に向けて、大企業間取引も含め、現金払いや電子記録債権への移行に取り組みます。

2023年4月5日

(2026年1月5日更新)

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

文化シャッター株式会社

企 業 名

代表取締役社長 小倉 博之

役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。